

和歌山県監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月31日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	令和4年1月28日 令和4年3月16日
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山下津港湾事務所	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

海草振興局建設部

行政財産の占用許可等の事務処理において、占用許可等の決裁や収入調定の手続が行われず、公文書を紛失するなどの事態が発生した。

今回の調定漏れとなっている事案について適正に処理するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理手続の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 海草振興局健康福祉部

産業廃棄物を不適切に処分していたので、適正に処理されたい。

イ 海草振興局農林水産振興部

(ア) 紀の国森づくり基金活用事業補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

ウ 海草振興局建設部

(ア) 旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

- (イ) 土地水面使用料の未収金について、債権管理簿が未作成であり、未納者に対して納付に向けた協議を行っていなかったため、適正に処理されたい。
 - (ウ) 郵便切手類使用簿において、検印されていない事例があったため、適正に処理されたい。
 - (エ) 外出承認簿において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。
 - a 旅行命令をすべきところ外出承認でしているものがあった。
 - b 承認印の押印が漏れていた。
 - c 職名・氏名の記載が漏れていた。
 - d 移動方法の記載が漏れていた。
 - e 復命方法の記載が漏れていた。
 - (オ) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。
 - (カ) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。
 - (キ) 道路占用許可において、占用料の算定額を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。
 - (ク) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。
 - a 車両管理者等確認印欄に押印がなされていなかった。
 - b 使用終了時間が記載されていなかった。
- エ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
- (ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしている事例があったため、適正に処理されたい。
 - (イ) 物品調達伺において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。
 - (ウ) 需用費修繕料及び工事請負費の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。
- オ 和歌山県公営競技事務所
- (ア) 収入調定を行った勝者投票券売上収入において、公金振替の手続きが遅延している事例があったため、適正に処理されたい。
 - (イ) 競輪開催事務協力負担金に係る収入事務において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。
 - a 事前に調定すべきところ、事後調定により収入調定を行っていた。
 - b 公営競技事務所出納員口座に振り込まれた収納金の指定金融機関への払込みが遅延していた。
 - (ウ) 電気使用料及び水道使用料収入において、使用量の算出を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。
 - (エ) 使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。
 - (オ) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったため、適正に処理されたい。
- カ 和歌山下津港湾事務所
- (ア) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。
 - (イ) 和歌山マリーナ船舶保管施設に係る使用許可がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。